

会員各位

兵庫県経営者協会
労働政策部長 松岡 直哉

2023年度 各種賃金調査についてのお願い

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は当協会運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では毎年、会員企業様の賃金支給状況について調査させていただいており、今回は、春季賃上げ及び一時金支給、初任給(隔年実施)を業態・労働組合の有無・県下従業員規模別に集計し、平均値を公表させて頂いております。*個別企業情報は公表しません。

ご多用のところ大変恐縮ですが、ご回答可能な設問のみでも結構ですので、ご回答を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 依頼先 本会の法人会員約300社
2. 調査内容 春季賃上げ状況、夏季一時金支給予定、初任給(隔年で実施)
3. 回答方法 次項の調査票に記入し、mailもしくはFaxで送付ください。
当協会ホームページにもエクセルデータを掲載しています。またオンライン回答版(回答内容をPDF変換・開封PWを設定)もございますので、合わせてご利用ください。
4. 回答締切 5月25日頃を目安にご回答ください。
ただし、夏季一時金未決定企業様は、7月以降に再度お伺いしますので、その際にご協力をお願い申し上げます。

5. 注意事項

○春季賃上げ・夏季一時金について

本調査の対象は、貴社に労働組合がある場合はその組合員、無い場合は管理職に該当しない方とし『春季賃上げ及び一時金(賞与)』の支給状況について、業態・労働組合の有無・県下従業員規模別に区分集計し、支給額・月数の平均値を公表させていただきます。

各項目については、下記の点をご留意いただき、ご回答ください。

- ①県下全従業員数は、本調査対象者以外の方(有期含む)の人数をご記入下さい。規模別の集計に利用させていただきます。
- ②月例賃金欄・一時金の数値の算出が難しい場合は、本調査対象者(平均年齢・勤続)にもっとも近い方の改定前・改定後の金額、支給額を記載いただいても結構です。
- ③前年の実績は、今回の支給内容と比較できる前年実績金額をご記入ください。

○春季賃上げについて

初任給とは、所定労働時間を皆勤した場合に支払われる賃金とし、通勤手当・時間外手当・深夜手当・休日出勤手当を除きます。

今年度採用が無かった場合でも、昨年の実績や貴社条件設定があれば、その内容をご回答ください。また該当する欄のみご回答いただければ幸いです。

6. 調査担当 松岡・出口 TEL078-321-0051 Fax078-321-0166

以 上